

三重県臨床研修医研修資金貸与要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、三重県臨床研修医研修資金返還免除に関する条例（平成二十二年三重県条例第四十六号。以下「条例」という。）及び三重県臨床研修医研修資金貸与規則（平成二十二年三重県規則第四十六号。以下「規則」という。）を運用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(救急病院等の勤務)

第二条 条例第三条に定める県内の救急病院又は規則で定める救急医療機関等への業務従事は一年間に200日以上勤務するものとする。

2 県内の救急病院又は規則で定める救急医療機関等のどちらに業務従事するかについては、貸与者が決定し、業務開始届（第10号様式）を知事に提出するものとする。

(貸与の募集)

第三条 三重県臨床研修医研修資金（以下「臨床研修資金」という。）は、毎年度、予算の範囲内で募集するものとする。

(貸与の申請書等)

第四条 規則第九条に定める申請書に添付する書類は次のとおりとする。

添付書類	様式
1 臨床研修病院の在職証明書	—
2 住民票又はこれに代わるもの	—
3 連帯保証人の所得証明書	—
4 その他知事が必要と認めるもの	
① 履歴書	第1号様式
② 誓約書	第2号様式
③ 応募理由書	第3号様式
④ 推薦調書	第4号様式

2 前項の「連帯保証人の所得証明書」は、連帯保証人として適当であることが、その他所得を確認できる書類により確認できる場合は、これに代えることができるものとする。

3 前項の「推薦調書」は、申請書の受理後、別に指定する期日までに提出することとする。

(貸与の決定等)

第五条 規則で定める貸与の決定、貸与の決定の取消し等、返還及び返還の猶予は、三重県臨床研修医及び専門研修医研修資金貸与者選定委員会において審査のうえ決定するものとする。ただし、本人が貸与を辞退した場合の貸与の決定の取り消し及び返還は除く。

2 貸与の決定は別に定める三重県臨床研修医及び専門研修医研修資金貸与者の選考基準によるものとする。

3 貸与額は、規則第五条に定める貸与の額とする。

(借用証書)

第六条 規則第十一条に定める臨床研修医研修資金借用証書に添付する書類は次のとおりとする。

添付書類	様式
1 口座振替申出書	第5号様式
2 臨床研修病院の在職証明書	—

(貸与)

第七条 規則第十一条に定める借用証書提出者に年度分を一括して、申し出た金融機関の預金口座（国内に本支店をおく金融機関に限り、郵便局は除く。）に振り込むものとする。

(貸与の一時保留等)

第八条 規則第十二条第二項に定める貸与を一時保留された者が、臨床研修病院に復職したときは、規則第十一条に定める借用証書を提出することができるものとする。

(返還の猶予期間)

第九条 規則第十七条に定める返還の猶予の期間は、決定した当該月の翌月から1年以内とする。

(返還の猶予の申請)

第十条 規則第十八条に定める臨床研修医研修資金返還猶予申請書に添付する書類は次のとおりとする。

区分	添付書類	様式
1 疾病、災害その他やむを得ない理由により臨床研修資金の返還及び利息の支払が困難であると認めるとき。	健康診断書若しくは罹災証明書	—
2 死亡したとき	死亡の理由及びその年月日を証明する書面	—

(勤務状況等の証明)

第十一条 規則第二十条第三項に定める勤務の状況等を証明する書類は第6号様式とする。

(補則)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成二十三年六月十六日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年三月三十一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。